

公募型プロポーザル実施の公示

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和8年度「Beyond Osaka Kyoto 関西広域滞在促進事業（海外事業）」シンガポール商談会出展及びセールスコール実施に伴う公募型プロポーザルの実施（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の目的

アジア地区最大のB2B旅行博である「ITB ASIA」に参加することにより、昨年開催されました大阪・関西万博によりKANSAIの認知度が向上している中、万博レガシーを継承しつつ、関西広域への訪日旅行需要の促進・拡大を図ることを目的に本事業を実施する。

(3) 事業の概要

- ・ ITB ASIA 会場におけるブース設営、運営、現地バイヤーの集客
- ・ セールスコールの調整手配
- ・ 運営本部スタッフの現地移動に関わる手配業務

(4) 委託金額の上限

12,223,624 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 プロモーション部 担当：佐野・村田
メールアドレス：ktb-promotion@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

- ア 応募期間：2026年8月18日（火）～2026年9月1日（火） 12：00まで
イ 応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記（1）に提出のこと。

募集要領

URL1：https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/08/02_（募集要領）-1.pdf

仕様書

URL2：<https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/08/03-仕様書）ITB.pdf>

評価要領

URL 3 : [https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/08/04_\(評価要領\)事業.pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/08/04_(評価要領)事業.pdf)

評価基準

URL 4 : [https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/08/05_\(評価基準\)ITB事業-1.pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/08/05_(評価基準)ITB事業-1.pdf)

様式 1～5

URL 5 : <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/08/06-様式1～5ITB-1.docx>

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2026 年 9 月 1 日（火）12：00 までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記（1）に同じ。

募集要領に基づき正本 1 部（社名あり）・副本 1 部（社名なし）提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

(4) 質疑の受付期間

2026 年 8 月 25 日（火）17：00 まで ※メールでのみ受付

（件名に「ITB ASIA 旅行博&セールスコール事業」に関する質問と付記）

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL : <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記 3. (1) に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から 1 年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称（候補者を含む）

⑤審査結果（評価項目ごとの選定委員の評価点の合計）

※参加者（候補者を含む）の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上